

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会
地域公共交通計画策定支援業務
仕様書

令和6年5月

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村
地域公共交通活性化協議会

目次

第1章 総則.....	3
第1条 趣旨	3
第2条 目的	3
第3条 準拠法令等	3
第4条 業務対象区域.....	3
第5条 履行期間.....	3
第6条 技術者の選任.....	3
第7条 提出書類.....	4
第8条 貸与資料.....	4
第9条 業務状況の報告	4
第10条 秘密保持	4
第11条 諸事故の処理.....	4
第12条 成果品の帰属.....	4
第13条 検査.....	4
第14条 契約不適合責任	5
第15条 契約不適合責任期間.....	5
第16条 疑義.....	5
第17条 関連計画との整合.....	5
第2章 業務概要.....	6
第18条 業務概要	6
第3章 業務内容.....	7
第19条 計画準備	7
第20条 地域公共交通の現状、問題点等の整理.....	7
第21条 地域公共交通計画（案）の策定.....	8
第22条 交通基本計画修正.....	9
第23条 協議会運営支援	9
第24条 報告書作成.....	9
第25条 打合せ協議.....	9
第4章 成果品	10
第26条 成果品	10

第1章 総則

第1条 趣旨

- 1 本仕様書は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「発注者」という。）が実施する「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会地域公共交通計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定める。
- 2 受注者は、発注者の指示のとおり誠実に業務を遂行しなければならない。
- 3 この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる軽微な部分は実施しなければならない。

第2条 目的

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村の各市町村域内における地域公共交通の活性化及び持続可能で適切な地域公共交通のあり方に関するマスタープランとなる「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会地域公共交通計画（案）」（以下、「計画（案）」という。）の策定を行うことを目的とし、計画期間は5年とする。

第3条 準拠法令等

- 1 本業務は、本仕様書のほか関係法令等に準じて実施するものとする。

第4条 業務対象区域

- 1 本業務の対象区域は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村全域とする。

第5条 履行期間

- 1 本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和7年3月31日までとする。

第6条 技術者の選任

- 1 「受注者」は本業務の技術者として、令和5年度までに「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく「地域公共交通計画」（活性化再生法一部改正前の「地域公共交通網形成計画」を含む。）の策定業務に従事した経験のある次に掲げる者を配置すること（技術者の兼任は認めない）。

(1)主任技術者 次に掲げる資格、経験を有する者に限る。

ア技術士（建設部門—都市及び地方計画又は道路）又は技術士（総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画又は道路）又はRCCM（都市計画及び地方計画又は道路）

イ交通計画に関する業務又は同種業務に従事した実績

ウ参加申込書の提出日を基準に3か月以上の雇用関係

(2)照査技術者 次に掲げる資格、経験を有する者に限る。

ア技術士（建設部門—都市及び地方計画又は道路）又は技術士（総合技術監理部門（建

- 設一都市及び地方計画又は道路)又は RCCM(都市計画及び地方計画又は道路)
イ交通計画に関する業務又は同種業務に従事した実績
ウ参加申込書の提出日を基準に3か月以上の雇用関係
(3)担当技術者 次に掲げる資格、経験を有する者に限る。
ア交通計画に関する業務又は同種業務に従事した実績
イ参加申込書の提出日を基準に3か月以上の雇用関係

第7条 提出書類

1 受注者は、契約後速やかに工程表等必要な以下の書類(契約後、受注者に配付する。)を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

- (1)着手届(様式一)
- (2)現場代理人・主任技術者等届(様式二)
- (3)現場代理人・主任技術者等経歴書(様式三)
- (4)工程表(様式四)
- (5)その他「発注者」が指示するもの

第8条 貸与資料

1 受注者は、業務に必要な資料を発注者より借用する場合、事前に借用書を提出するものとし、責任を持って管理し、借用の目的を達したとき、もしくは業務完了後に速やかに返却するものとする。

第9条 業務状況の報告

1 「受注者」は「発注者」の要請があった場合は、各作業の進捗状況を速やかに報告するものとする。

第10条 秘密保持

1 本業務において、受注者は業務上知り得た秘密を何人にも洩らしてはならない。

第11条 諸事故の処理

1 「受注者」は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、「発注者」に発生原因、経過、被害の内容を速やかに報告するものとする。また、損害賠償等の請求があった場合は、一切を「受注者」において処理するものとする。

第12条 成果品の帰属

1 成果品については、本仕様書に定めるものを提出するものとし、成果品の所有権は「発注者」に帰属するものとする。

第13条 検査

1 受注者は業務完了後、速やかに発注者の検査を受けなければならない。その結果、データ

の不備等が発見された時は速やかに「受注者」にて訂正作業を実施するものとする。

第14条 契約不適合責任

1 発注者は、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)履行の追完が不能であるとき。

(2)受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

第15条 契約不適合責任期間

1 発注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日（成果物の引渡しがない場合にあつては、業務が完了した日）から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

第16条 疑義

1 本業務仕様書及び設計書に明記されていない事項については、富田林市が定める「富田林市業務委託契約約款」（昭和63年富田林市告示第9号）の定めによるものとする。また、内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と受注者の協議の上決定するものとする。

第17条 関連計画との整合

1 「計画（案）」の策定にあたっては、「立地適正化計画」を策定する市町村においては、当該立地適正化計画との整合を十分に図るものとし、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定を考慮しつつ、計画策定を行うものとする。

2 受注者は、その他の4市町村それぞれが定める地域公共交通計画その他各種計画（都市計画マスタープラン・総合ビジョン及び総合基本計画・地域福祉計画、地域福祉活動計画など）との整合、及び、関連計画等を所管する担当課との連携を取りながら、4市町村の将来の人口推計結果を踏まえ、人口の変化に対応したまちづくりを考慮したものとすること。

第2章 業務概要

第18条 業務概要

- 1 本業務の業務概要は以下のとおり。
 - (1)計画準備
 - (2)地域公共交通の現状、問題点等の整理
 - (3)地域公共交通計画（案）の策定
 - (4)4市町村が策定する地域公共交通計画の修正
 - (5)協議会運営支援
 - (6)報告書作成
 - (7)打合せ協議

第3章 業務内容

業務内容の詳細については提案事項とする。

第19条 計画準備

1 本業務の実施にあたり、合理的かつ効率的に業務を遂行するために、実施方法、実施工程、業務体制等を記した業務計画書を立案し、発注者と十分協議のうえ定めるものとする。また、作業実施に必要な資料の収集整理も併せて行う。

第20条 地域公共交通の現状、問題点等の整理

1 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村の各市町村域内における地域公共交通の現状及び問題点等を整理する。整理する項目は以下のとおり。

(1)地域特性の把握

①地理的特性

地理的・地形的特性、道路状況、公共交通網等の特性の把握を行う。

②地域特性

人口構造（地区別、世帯数、人口動態、高齢化率等）、地域毎における流動等（通勤、通学、観光等）、地域的特性について把握を行う。

③施設立地状況

公共施設、集約施設（観光、商業、娯楽等）、福祉施設、医療機関等主要施設の立地状況の把握を行う。

④関連計画

計画（案）の策定にあたり、関連する関連計画について把握・整理を行う。特に、「立地適正化計画」を策定する市町村においては、当該立地適正化計画との整合を十分に図るものとし、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定状況について把握を行うこと。

(2)公共交通の実態把握

公共交通の交通体系や路線網、運行頻度、運賃、利用推移、交通不便地域等について、既存資料や公表資料をもとに整理や分析を行う。富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村の各市町村域内で完結するバス路線の状況の把握はもちろんのこと、地域間幹線系統をはじめとした富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村の各市町村域内を発着する路線、及び、隣接市町村の公共交通の実態の調査も対象とする。

(3)公共交通以外の地域の輸送資源の調査

公共交通事業者による旅客運送サービス以外のスクールバス、福祉・介護輸送、医療・商業・宿泊施設、企業等の民間事業者による送迎サービス等、地域の輸送資源の実態を調査する。

(4)地域住民ニーズの把握（アンケート調査）

地域公共交通計画の策定にあたり、地域住民や公共交通利用者等のニーズを把握する

ためのアンケート調査を実施する。地域住民の日常の外出移動の実態、変化、公共交通の利用状況、現状の公共交通に対する不満点、改善要望などを、地域住民アンケートにより把握する。詳細については提案事項とする。

- ・調査目的：住民の日常の移動実態や公共交通の利用状況、バス等の問題点・改善要望、維持に係る費用負担のあり方等を把握する。
- ・配布・回収方法：郵送配布・郵送回収
- ・配布数：発注者で抽出する調査対象者 2000 人程度。ただし、状況に応じて、地域別、年齢別等の個別調査を追加で実施する場合がある。
- ・アンケート設計（設問設定）、調査票の印刷・封入・封緘、発送・回収に係る費用、アンケート結果集計については、受注者で行う。

(5)地域住民ニーズの把握（ワークショップと OD 調査）

地域公共交通計画の策定にあたり、地域住民や公共交通利用者等のニーズを把握するためのワークショップと OD 調査を実施する。地域住民の日常の外出移動の実態、変化、公共交通の利用状況、現状の公共交通に対する不満点、改善要望などを、ワークショップと OD 調査により把握する。詳細については提案事項とする。

ワークショップは 1 回以上の開催とし、OD 調査は旧金剛バス路線エリアの運行路線その他の輸送資源の乗降調査を基本とし、当該運行路線その他発注者が必要と認める路線全線の始発から終発までを対象とする。

(6)関係者ヒアリング調査

公共交通事業者（鉄道、路線バス、タクシー等）に対するヒアリングを実施し、利用実態や利用者ニーズ、経営状況等について把握する。ヒアリング事業者は 8 事業者程度と見込んでいるが、詳細については提案事項とする。

(7)国や他都市の動向調査

国や他都市における地域公共交通計画策定に関する動向、MaaS 等新技术を活用した取組み及び自転車施策など公共交通を補完する事例等を調査し、計画（案）策定の参考資料として整理する。

(8)地域公共交通の現状・問題点等の整理

上記(1)～(7)で得られた結果等をもとに、市町村の地域公共交通の現状・問題点を整理し、今後の公共交通網や持続可能な旅客運送サービスを提供するための課題等について整理する。

また、(3)で調査した地域の輸送資源について、公共交通を補完するものとして活用する場合の法令等との整合について整理する。

第 2 1 条 地域公共交通計画（案）の策定

(1)基本方針の検討

関連計画及び全国的動向を踏まえ、計画（案）に反映すべき事項及び市町村の特性等を勘案した公共交通政策の方向性、基本方針等を検討する。なお、別途で実施する立地

適正化計画策定検討の内容についても、適宜整合を図るものとする。

(2)目標及び評価指標の検討

(1)で検討した基本方針について、具体的な目標を設定するとともに、それらの達成度を評価する評価指標の検討を行う。なお、評価指標の設定にあたっては、市町村の現状も考慮した上で、段階的な設定を行うものとする。また、指標項目の取得方法についても整理を行う。また、4市町村コミバス、富田林市レインボーバス、たいしのってこバス、河南町カナちゃんバス、やまなみタクシー、千早赤阪村コミバスの持続可能な運行に向けた各種効果についても検討を行う。

(3)施策の検討

(1)で検討した基本方針や(2)で掲げた目標達成のために必要な具体の施策メニューについて検討を行う。また、施策メニューの実施時期、実施主体、実行体制等についても併せて検討する。

(4)計画（案）の作成

(1)～(3)の検討結果をもとに、計画（案）の作成を行う。なお、発注者が実施するパブリックコメント（令和7年1月実施予定）における意見取りまとめ等の支援も行う。なお、法で定められた記載内容を含むものとする。

第22条 4市町村が策定する地域公共交通計画の修正

1 地域公共交通計画策定に伴い、4市町村が策定する地域公共交通計画との整合をとるための文言修正等を行うものとする。

第23条 協議会運営支援

1 計画（案）の策定に向けて、「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会」を少なくとも4回以上開催する予定としている。この会議において使用する資料の作成、会議録の作成等、会議開催の運営支援を行う。会場費、謝金・交通費については受注者で負担する。なお、契約後の直近の「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会」の開催日は、令和6年7月を予定している。

第24条 報告書作成

1 本業務の業務内容を、報告書として取りまとめるものとする。

第25条 打合せ協議

1 業務の実施にあたっては、受注者は業務の円滑な遂行を図るため、発注者と密接な連絡をとるとともに、業務着手時及び業務の主要な区切りにおいては、打合せを行うものとし、その都度打合せ議事録を作成し、相互に確認するものとする。

2 本業務の打合せは、業務着手時打合せ1回、中間打合せ5回、成果品納入時1回の合計7回程度を見込んでいる。

第4章 成果品

第26条 成果品

1 本業務の成果品は以下の通り。

(1)地域公共交通計画 概要版及び本編（冊子）	100部
(2)業務報告書	5部
(3)会議等資料	5部
(4)地域公共交通計画 印刷用データ（PDF）	一式
(5)上記電子データ	一式

※電子データはMicrosoft社製Word又はExcelなどで編集可能な電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、受注者の了解を得るものとする。